

2026年3月6日版
株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCEはMicrosoft Corporation (以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス (以下「本サービス」といいます。)です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (同意事項)

利用申込者は、本サービスを利用する場合、本約款のほか、Microsoft Corporationが定める「マイクロソフト顧客契約 (Microsoft Customer Agreement)」、各種契約、規約またはガイドライン等に定める内容について同意して申込むものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」「御申込書」及び「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」「御申込書」、「本約款」、「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。)の順に優先して適用するものとします。

第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約 (以下「利用契約」といいます。)の申込みをする者 (以下「利用申込者」といいます。)は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。(当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。)なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 第27条 (契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれ

があると当社が判断したとき。

- (7) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 （提供開始日）

本サービスの提供開始日は当社からメールにて利用申込者へ通知します。通知後、契約者にて初期設定完了後に利用開始となります。そのため、提供開始日と利用開始日が異なる場合があります。

第8条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、支払い方法に応じた期間により発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払うものとし、

2 本サービスには、以下のとおりの支払い方法があります。

- (1) 1年契約年払い：初回はサービスの提供開始日から契約満了日までの年額利用料を一括で支払うものとし、ライセンス追加の場合は、追加する日から契約満了日までの期間で年額利用料を日割した料金を一括で支払うものとし、
- (2) 1年契約月払い：初回、およびライセンス追加の場合、提供開始月は提供開始日から月末日までの月額利用料を日割りで支払うものとし、以後契約満了日まで月額利用料を毎月支払うものとし、
- (3) 月契約月払い：初回はサービスの提供開始日から契約満了日の月末までの利用料を支払うものとし、ライセンス追加の場合は、追加する日を含む月から契約満了日の月末までの期間分を支払うものとし、

3 当社は、特定協定事業者の定める料金に基づき本サービスの利用料金を算定します。特定協定事業者の料金の改定に伴い、当社は本サービスの月額利用料金を変更する場合があります。当社が料金の改定を行う場合、改定後の料金は契約更新日から適用されるものとし、

4 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第9条 （申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことは出来ません。

第10条 （最低利用期間および更新）

本サービスの最低利用期間は支払方法により定めます。

- (1) 1年契約年払いおよび、1年契約月払い：提供開始日から起算して1年間とします。
- (2) 月契約月払い：提供開始日の翌月1日から起算して1年間とします。

当該最低利用期間内に第17条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第28条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 契約期間は、支払方法により定めます。

- (1) 1年契約年払いおよび、1年契約月払い：契約期間は、提供開始日から起算して1年間とし、最低利用期間満了日の翌日から1年単位で自動的に更新されるものとし、
- (2) 月契約月払い：契約期間は、提供開始日から起算して1か月後の月末までとし、契約満

了日の翌日から1月単位で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第11条 （ライセンス数の変更）

契約者はサービスのライセンス数の変更を行うことができます。ライセンス数の追加を行う場合、追加ライセンスの契約更新日は初回契約の更新日に準じるものとし、支払い方法は、初回契約に準じるものとし、

2 ライセンス数の減数は第16条（契約者が行う利用契約の解除）の規定によります。ただし、契約期間途中でのサービス料金が減額となるライセンス数の変更はできないものとし、如何なる場合も既に支払われたサービス料金は返金しません。

第12条 （アップグレードおよびダウングレード）

本サービスは、特定協定事業者の定めるサービスへ、アップグレードすることができます。アップグレードする場合の契約期間は、アップグレードする前の契約期間を引き継ぐものとし、

2 前項の場合の利用料金は、

(1) 1年契約年払い：アップグレードした日から契約満了日までの増額費用を日割で支払うものとし、

(2) 1年契約月払い：アップグレード後のライセンスに係る利用料金はアップグレードされた日からの日割計算とし、アップグレード前のライセンスに係る利用料金は、アップグレードされた月の月額費用を満額支払うものとし、

(3) 月契約月払い：アップグレードした月の利用料金は、アップグレード前およびアップグレード後の月額利用料金をそれぞれ支払うものとし、ただし、契約満了日を含み契約満了日の3日前までにアップグレードした場合は、その月のアップグレード後の利用料金は請求しないものとし、

2 アップグレードおよびダウングレードは特定協定事業者の定めによります。

3 契約中の一部ライセンスのみのアップグレードはできません。

4 契約期間中のサービスのダウングレードはできません。

第13条 （契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第14条 （契約内容の変更）

契約者は、本サービスの契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。

2 当社は、第1項の請求があったときは、第6条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第15条 （契約者の地位の承継等）

相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第16条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、自ら利用契約の解除およびライセンス数の減数を行う場合、解除日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する(当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。)ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

2 最低利用期間および、契約期間内はサービス利用契約の解除、およびライセンス数の減数はできません。

第17条 (当社が行う利用契約の解除等)

当社は、第19条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第19条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その利用契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者(第27条(契約者の義務)第1項第3号なお書によって、契約者とみなされる場合を含みます。)が第27条(契約者の義務)第1項第3号の行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その利用契約を解除することができます。

4 当社は、前3項に基づいて利用契約の解除をした場合、当該解除にかかる利用契約の契約者または当該契約者を代表者とする法人その他これに準ずる団体あるいは当該契約者と代表者を共通とする法人その他これに準ずる団体が当社と締結している他の利用契約に基づく本サービスの利用にあたり、それらの契約者(なお、それらの契約者が利用を許諾している(契約者の回線における行為は、とくに反証のない限り、契約者が利用を許諾したものと推定します。)本サービスの利用者が行った行為は契約者の行為とみなします。)が第27条(契約者の義務)第1項第3号のいずれかに該当する行為を行ったときは、それらの契約者の締結している全てまたはその一部の利用契約を解除することができます。

5 当社は、前4項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条 (利用制限)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

(1) 当社または特定協定事業者の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。

(2) 第27条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、原則としてその理由、利用制限をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 料金その他の債務の決済に使用する契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。

(3) 御申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

- (4) 第 27 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
 - (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
 - (7) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。
 - (8) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合および前項第 5 号に該当する場合は、この限りではありません。

第20条 （権利の譲渡等の禁止）

利用権（契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡はできません。

第21条 （割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第22条 （遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第23条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第24条 （SLA）

当社は、Microsoft Online Services サービスレベル契約（以下「SLA」といいます。）に基づき、マイクロソフトオンラインサービスのダウンタイム（SLA で定める定義に従います。）に応じて、本契約者に返金を行います。当該返金の請求方法等は SLA 及び当社が別途定める条件によるものとします。

第25条 （免責）

当社は、明示、黙示を問わず、本サービスの完全性、正確性、適合性、確実性、有用性等いかなる保証を行うものではありません。

2 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者または第三者（従業員を含む）の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスに関して契約者及び第三者（従業員を含む）に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、業務もしくはサービスの中断・停止またはあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これに限られない）を含め、たとえこれらの損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の直接的、間接的、特殊

的、付随的または結果的損失、損害について一切の責任を負わず、第三者のいかなるクレームについても責任を負わないものとします。

第26条 （承諾の限界）

当社は、契約者から本約款の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第27条 （契約者の義務）

契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに従わないこと。
 - (2) 当社が付与するライセンスおよびパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに、当社に届け出ること。
 - (3) 本サービスの利用にあたって、本契約の定めに従わないこと。なお、契約者において、利用を許諾している本サービスの利用者が行った行為は契約者の行為とみなします。
- 2 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。
- 3 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4 契約者は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、本約款上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第28条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第29条 (再委託)

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第30条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第31条 (個人情報の共同利用)

本サービスの提供に際し、御申込書に記載の内容を、ディストリビューターであるTD SYNTEX株式会社（以下、「ディストリビューター」という）および特定協定事業者に提供します。

第32条 (個人情報の委託)

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第33条 (業務の委託)

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第34条 (サポート)

本サービスの標準サポートは、ディストリビューターを通じて、以下に定めるとおり提供します。

- (1) サポートは、電話およびメールでの対応とします。
- (2) 対応時間は、土日祝日、当社指定の休業日を除く9:00~17:00とします。
- (3) 問合せ先は、申込み完了後メールで通知します。

第35条 (準拠法)

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第36条 (合意管轄)

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

マイクロソフト顧客契約 (Microsoft Customer Agreement)
<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>

2. 対象サービス

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
「マイクロソフト顧客契約 (Microsoft	USEN GATE 02 Microsoft Online Services NCE

Customer Agreement)」に定義される「オンラインサービス」	
---------------------------------------	--

3. 料金

当社が提供する本サービスの料金は、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

(以下余白)